

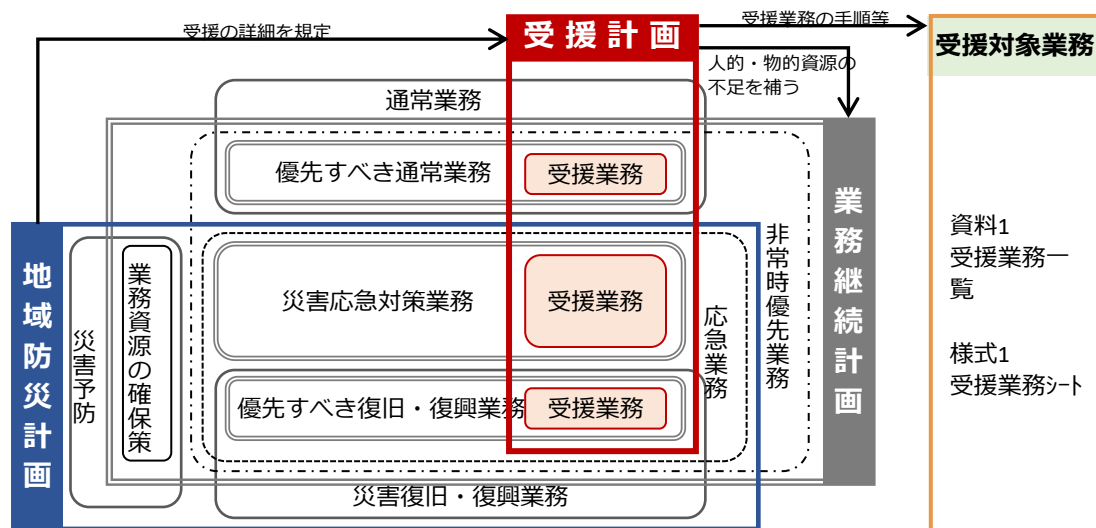
概要版

1. 総論

■計画策定の趣旨・目的

- 災害時には大量の非常時優先業務が発生し、それに対応する職員や物資が不足することは「千早赤阪村業務継続計画」より明らかになっている。
- 本計画では、外部からの支援の受入れ『体制』や応援要請・受入れに関する『手続き』、支援を受ける『業務』を明確にすることで、災害からの早期復旧を図ることを目的とする。

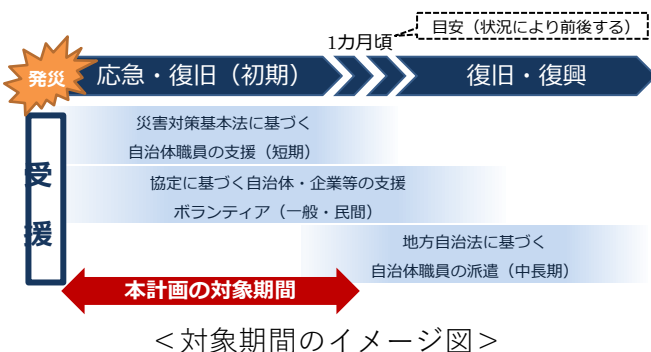
■計画の位置づけ



■計画の適用

- 計画の発動基準・対象期間
本村独自では業務継続・応急対応が困難な場合に発動し、概ね1カ月を目安とする。

- 対象とする支援の範囲
外部からの人的及び物的支援
を対象とする。



＜対象とする支援＞	
人的 支援	職員や専門家等による支援。 人的支援が必要な業務を『受援 業務』とする。
物的 支援	食料などの生活支援物資や災害 対応業務に必要な業務用資源な どの物資提供の支援。

2. 受援体制

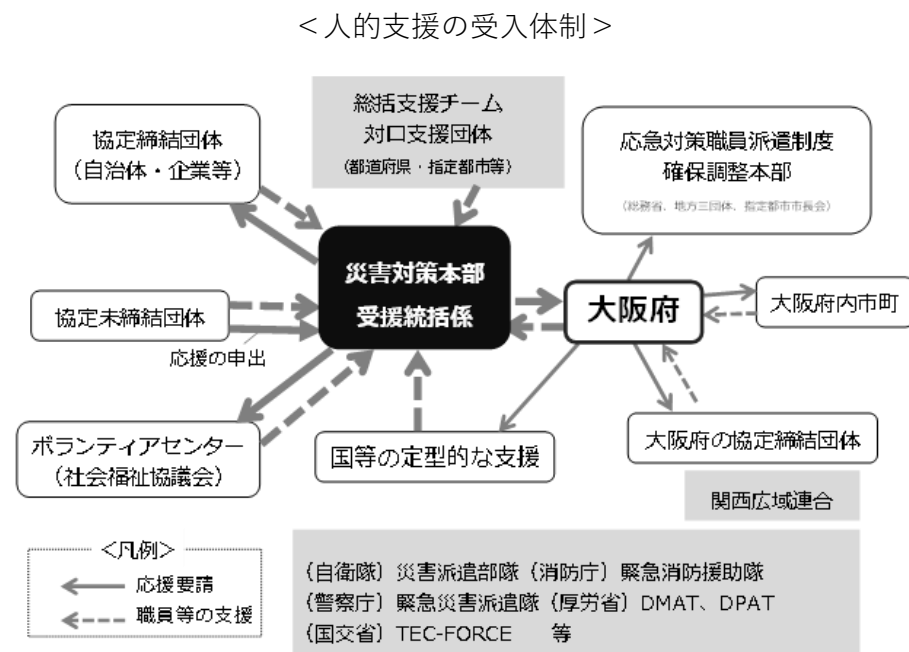
■受援を担当する組織・担当者の設置

- 災害対策本部事務局
災害対策本部事務局内に受援に関する全体調整を担当する「受援統括係」を設置し、危機管理課を受援統括係とする。
- 応援を受ける各部
総務・防災・救助・教育の各部に統括責任者及び受援担当者を置く。
 - ① 統括責任者：応援者等に対して、業務に関する指揮命令を行う者で、各部長を基本とする。
 - ② 受援担当者：応援者等の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う実務責任者で、各課長を基本とする。

3.人的支援の受入れ

■人的支援の基本的な考え方

- 人的支援の全体像
- 人的支援は、大阪府や協定締結団体、自衛隊、ボランティアなど様々な機関や枠組みにより応援を受ける。
- 外部機関へ応援要請が必要となる大規模災害時には協定締結団体等からの支援だけでは十分でないことが予想されるため、大阪府と協定締結団体への応援要請を同時並行で行う。
- また、協定等に基づかず自主的に応援の申出がある場合や、応援を要請する前に大阪府等から情報連絡員（リエゾン）が派遣される場合などがある。



千早赤阪村災害時受援計画 概要版

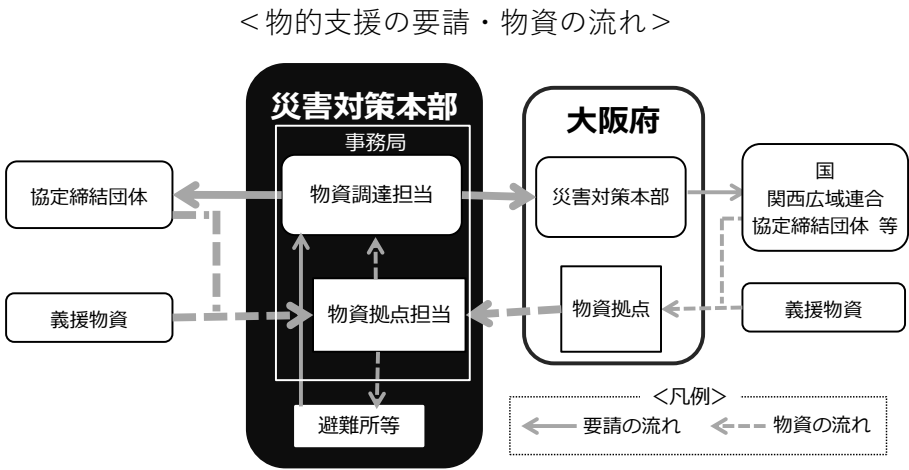
■業務内容一覧

番号	業務内容	番号	業務内容
1	自衛隊に対する災害派遣要請	23	社会福祉法人（社会福祉施設）の被害状況確認
2	災害に関する村民への広報	24	福祉避難所への入所
3	救護所の開設	25	生活相談に関すること
4	避難所生活等における巡回相談	26	備蓄物資保管場所の物資の管理
5	災害廃棄物（ごみ及びし尿）の発生状況の調査	27	救援物資の輸送
6	災害廃棄物収集、処理処分	28	給水支援
7	し尿収集(仮設トイレも含む)	29	公共土木施設等の被害状況調査
8	災害廃棄物仮置場の運営	30	道路啓開作業に伴う障害物の除去作業の検討・準備・実施
9	処理方針及び災害廃棄物処理実行計画の作成	31	公共土木施設の災害復旧の検討
10	避難所ごみの収集、処理（腐敗性の高い厨芥類を優先的に）	32	被災宅地応急危険度判定業務
11	生活ごみの収集、処理（腐敗性の高い厨芥類を優先的に）	33	河川（準用河川及び普通河川）の被害状況の情報収集
12	生活系し尿の収集、処理	34	村有建築物被害状況確認、情報収集
13	遺体の収容、安置、処理に関する業務	35	被災建築物応急危険度判定
14	防疫対策（薬剤散布）の実施に関する業務	36	応急仮設住宅の建設
15	下水道施設等の被害状況の把握及び応急復旧作業	37	応急仮設住宅の入居募集・管理
16	下水処理施設等の災害復旧事業の事務	38	農地・農業用施設の被災状況調査
17	避難所の設置及び運営	39	農地・農業用施設の災害復旧の検討
18	応急教育対策	40	応急復旧（農道・林道）
19	教育施設等の被害状況調査	41	災害復旧の検討（農道・林道）
20	在宅要配慮者への支援	42	住家（家屋）被害認定調査
21	被災者支援窓口	43	り災証明書の発行
22	災害ボランティアセンターの活動支援	44	緊急消防援助隊の要請・受け入れ

4.物的支援の受入れ

■物的支援の基本的な考え方

- 物的支援の全体像
物的支援も人的支援と同様に大阪府や協定締結機関等へ要請し、受入れを行う。なお、物資調達には「生活支援物資」と「業務用資源」に分けて整理をする。



5.受援力の向上

- 受援体制について検討した本計画の内容を本村職員や受援関係機関に周知・浸透させ、さらに発災時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図る

